

重大事態に関する調査結果報告書の公表について

平成29年6月

大津市教育委員会

目 次

- 1 はじめに
- 2 重大事態に関する情報の提供・共有
- 3 公表する意義
- 4 公表による関係当事者への影響
- 5 公表の目的
- 6 公表する場合の要件
- 7 公表する資料
- 8 公表する時期・期間
- 9 公表するための制度上の措置
- 10 おわりに

1 はじめに

いじめを受けた市立中学校の生徒が自ら命を絶たれて約6年が経過しました。

この間、大津市教育委員会では、いじめ防止とその対処に全力で取り組んでまいりましたが、本市にあっても今なおいじめ事案はなくなり、また、早期発見や対処、組織対応が不十分であるといったケースが生じています。

そうしたなかで、今般、市立小学校で生じたいじめの重大事態の被害保護者の方から、代理人弁護士を通じ、いじめの重大事態の調査結果報告書（以下「調査結果報告書」といいます。）の公表についてお申入れ（以下「本件申入れ」といいます。）をいただくに至りました。

教育委員会・学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）28条1項の規定による「重大事態」の調査主体であり、「重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資する」ために、「事実関係を明確にするための調査」を行うことが義務付けられています。

大津市教育委員会では、当該調査を有識者で構成する「大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会」に諮問して行っており、答申された調査結果報告書は、いじめを受けた児童等及びその保護者に提供・報告するとともに、再発防止に資するべく当該重大事態が生じた学校の教職員等で共有してまいりましたが、市ホームページ等での公表は行っておりませんでした。

本件申入れで言及されているように、調査結果報告書が公表※1されることで、いじめ事案の再発防止につながるといえます。一方で、教育委員会・学校では、公表することのみに依拠せず、学校関係者との間で事案に関する情報や調査結果報告書の内容を具体的に共有し、当該事案の対処や解決も含め、いじめ対策に活かしていく必要があります。

そうしたことを踏まえ、大津市教育委員会では、調査結果報告書を公表することの意義や必要性、プライバシーへの配慮等を鑑みた上で、次頁以下に掲げるとおり、原則として、調査報告書を市ホームページで公表することとしました。

いじめ事案の調査結果を公表することについては、法令上の規定はなく、国においてもガイドライン※2で公表が望ましいことや手順等を示すにとどまっています。また、全国的にも、公表の具体的な考え方を地方自治体で定めた事例は聞き及んでおりません。

6年前のいじめ自死事件を教訓に、全庁を挙げていじめ対策に取り組んできた本市の教

育委員会として、公表に関する具体的な考え方を定立し、率先して運用することで、その責を果たす考えです。

※1「公表」とは、誰もが容易に内容を閲覧できる状態におくことをいい、ここでは、本市のホームページに調査結果報告書を掲載することを意味します。

※2 文部科学省が平成 29 年 3 月に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」。調査結果の公表については、次のように定めています。（以下、一部を抜粋）

（調査結果の公表、公表の方法等の確認）

- いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。
- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。
- 報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。

（結果公表に際した個人情報保護）

- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。

2 重大事態に関する情報の提供・共有

重大事態に関する情報は、次に掲げるとおり、当該重大事態が生じた学校にあっては児童等及びその保護者並びに教職員に、市内の市立小中学校にあっては教員に、それぞれ必要な範囲で提供・共有されており、それによって、いじめの対処や再発防止につながっています。

加害児童等に対しては、いじめ事案が発生する都度、本人への指導及び当該保護者に対する助言等を継続的に行っていますが、重大事態となった場合には、当該加害児童等に発達段階に応じて重大性を理解させるとともに、その保護者に対しても情報を提供し、必要な対処につなげます。調査結果については、必要に応じて認定された事実を丁寧に

伝え、個別に指導していじめの非に気付かせるとともに、被害児童等への謝罪の気持ちを醸成させることで、いじめの再発防止につなげていきます。

【重大事態に関する情報】（以下、カッコ内は、その目的・根拠）

- （１）当該重大事態が生じた学校の教職員（調査、対処、再発防止）
- （２）第三者委員会である大津市いじめ等事案対策検討委員会（調査）
- （３）いじめの被害を受けた児童等及びその保護者（法 28 条 2 項）
- （４）いじめの加害児童等を含む当該重大事態の調査の対象者（調査、対処、再発防止）
- （５）当該重大事態が生じた学校の保護者（報告、協力要請等）
- （６）いじめ対策推進室及び大津の子どもをいじめから守る委員会（情報共有・大津市子どものいじめの防止に関する条例等）

【重大事態の調査結果報告書】

- （１）いじめの被害を受けた児童生徒及びその保護者（法 28 条 2 項）
- （２）当該重大事態が生じた学校の教職員（対処、再発防止）
- （３）大津市立小中学校の教職員（再発防止（いじめ対策担当教員等の全体研修で活用））
- （４）いじめ対策推進室及び大津の子どもをいじめから守る委員会（情報共有・大津市子どものいじめの防止に関する条例等）

【重大事態の調査結果】

※調査結果報告書そのものではなく、調査結果について必要に応じて共有

- （１）いじめの加害児童等及びその保護者（対処、再発防止）
- （２）当該重大事態が生じた学級の保護者（対処、再発防止）
- （３）当該重大事態が生じた学年又は学校の保護者（再発防止）
- （４）当該重大事態が生じた学校の地域関係者等（再発防止）

3 公表する意義

2の項で記したように、重大事態に関する情報は、当該重大事態が生じた学校の関係者をはじめとする一定の範囲の対象者に提供・共有されており、それによって、いじめの対処・再発防止に役立てるものです。

その上で、公表が必要であるとするその意義を明らかにする必要がありますが、大津市教育委員会では、次に掲げる3つの意義があると考えています。

【その1】同種事案の再発防止

【その2】学校現場及び教育行政の透明性の担保

【その3】第三者委員会による調査結果の信頼性の担保

その1については、重大事態に関する情報や調査結果報告書を提供・共有する関係者のほかに、公表することによって、子どものいじめの防止に役立てることのできる対象者を抽出する必要があります。

2の項で記した関係者以外では、主には、

(1) 保護者（当該重大事態が生じた学校の保護者を除く。）

(2) 市民（本市の区域外に居住される方も含む。）

(3) 市外の教育関係者

が挙げられます。公表する情報の範囲にもよるといえますが、一般に、保護者にあっては、当該重大事態を参考として、自分の子どもをいじめから守るための行動を、市内外の市民にあっては、地域の子どものいじめから守る行動やいじめに関わらないようにするための行動を、市外の教育関係者にあっては、いじめの早期発見や対処の参考とするとともに、日々の業務に活かす取組を、それぞれ促す効果が期待できるといえます。これらは、総じて同種のいじめ事案の再発防止につながるものであり、法28条1項に定めるとおり、「重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資する」ものといえます。

次に、その2については、6年前の本市のいじめ自死事件に係る損害賠償請求訴訟の和解調書※3において、謝罪事項として記された事項に関わります。

※3 大津地方裁判所平成24年（ワ）第121号損害賠償請求事件の和解調書。大津市は、平成27

年 3 月に御遺族と分離和解いたしました。

- ・学校の事後対応の不備について（和解調書 12 ページ 1 行目以下）

本件事案に関する大量の情報がありながら、学校は、こうした情報を全て集約して全貌を明らかにしようとしなかった。そして、遺族が詳細な調査を懇願するも実施されないまま、平成 23 年 11 月上旬、調査を一方的に打ち切った。

- ・教育委員会の事後対応の不備について（和解調書 13 ページ 17 行目以下）

教育委員会として主体的な調査を実施せず、むしろその背景調査を学校任せにしたまま、教育委員会は事実調査について学校に丸投げし、教育委員会はこれを追認するだけという消極的な対応に終始した。そして、平成 23 年 11 月上旬、調査を一方的に打ち切った。

大津市教育委員会では、第三者委員会である大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会が調査主体として常設されており、和解調書で指摘されたような過ちを繰り返すことがないように取り組んでおります。そのことに加え、対応の経過を含む調査結果が公表される仕組みとなれば、学校・教育委員会の対応が市民の目で事後的に厳しくチェックされることとなりますので、消極的な対応が許されない環境に置かれることで、学校・教育委員会の一連の対応がより確かなものとなります。外からは見えにくい学校・教育委員会によるいじめ対応が経過とともに明らかにされることで、学校現場及び教育行政の透明性が担保されることにつながるといえます。

その 3 については、第三者委員会である大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会による調査が、公正・中立の立場で適正に行われたことを社会に示すことにつながるものです。調査過程や調査結果が公表によって可視化され、調査の中立性・公正性等について客観的な評価が得られることで、第三者委員会の調査結果の信頼性の担保につながるといえます。

また、それを可能とするには、調査の専門性の確保や例規上の位置づけが必要といえます。6 年前の本市のいじめ自死事件の調査を担当した第三者調査委員会（以下「第三者調査委員会」といいます。）では、3 人の弁護士が調査員として調査を担当するととも

に、調査の中立性・公正性について、次のように規則で定めていました。

（第三者調査委員会の中立性、公正性）

第6条 第三者調査委員会は、調査によって明らかになっていく事実にもみ誠実に向き合うものとし、中立かつ公正に調査を行う。

大津市教育委員会では、後述しますが、こうした仕組みの下で調査を行う必要があると考えています。

以上のとおり、その1からその3までの要素はいずれも公表することの意義として適当であると考えます。

4 公表による関係当事者への影響

他方、重大事態の当事者である児童生徒のプライバシーに関する情報を、それに優先させて公表することの是非が問題となります。

いじめの事実を記した調査結果報告書が公表されることによって、次に掲げる不利益が関係当事者に及ぶことが懸念されます。

- （1）事情を知る多くの児童生徒や保護者が閲覧することで関係当事者それぞれの立場や関与の度合いが事実上明らかとなり、関係当事者の周囲の児童生徒との関係性の構築に支障を及ぼすおそれがあること。
- （2）被害・加害の当事者間の対立構造が浮き彫りとなることによって、被害児童生徒の登校再開や立ち直り、加害児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等の支障となるおそれがあること。
- （3）ウェブサイトに掲載され、加害・被害の当事者としての情報が添えられて個人が特定されることによって、重大事態の関係当事者としての認知が将来にわたって続くおそれがあること。
- （4）個人の特定に至らないとしても、関係当事者の行為（被害・加害・傍観等のいず

れの場合でも）に対する批評等がＳＮＳや報道等を通じてなされることによって、社会的な「制裁」の効果を生むおそれがあること。

これらが現実のものとなると、子どもの健全な発達を阻害することになります。

重大事態の関係当事者の学校生活はもとより、その人格や名誉、ひいては将来を守ることと、前記の意義で掲げた学校現場及び教育行政の透明性の担保・同種事案の再発防止を図ることは、価値として共に高まり合う関係にはなく、公表に当たっては、双方のバランスをとってこれらを極力損なわないようにする必要があります。

全ての児童生徒の安全安心な学校生活を保障する必要がある学校・教育委員会としては、これらのことを踏まえ、関係当事者に不利益が及ばないよう配慮を尽くした上で、公表することとします。

5 公表の目的

公表に当たって関係当事者に不利益が及ばないよう配慮する仕組みは、後の項で述べますが、そうした仕組みの下で行う公表について、大津市教育委員会では、次のとおりその目的を整理しました。

（１）保護者やその子どもを含む市民に対して、いじめ防止の啓発を促す。

→ いじめをしない、させない、やめさせる等、いじめを巡ってどうすれば良いかを考える機会としてもらう。

（２）市外の教育関係者に対して、いじめに対する見方・捉え方、早期発見や対処への活用を促す。

→ 自らの体験等と照らし合わせ、いじめに対する感性や対応力を磨く一助としていただく。

（３）１・２を通じて、同種事案の再発防止につなげる。【意義：その１ 関係】

→ いじめ事案を社会全体で共有し、教訓とする。

（４）安全安心な学校生活を保障する学校・教育委員会の信頼性の向上につなげる。【意

義：その2関係】

→ 市民や他の保護者から見えにくい学校現場でのいじめへの対処について、具体的に明らかにする。

(5) 第三者委員会による調査の過程・結果の可視化を図るとともに、重大事態についての説明責任を果たす。【意義：その3関係】

→ 調査の信頼性を担保するとともに、教育委員会が説明責任を果たすことで、市民の知る権利に資することとなる。

こうした目的で行う公表の具体的な仕組みは、次項以下のとおりとします。

6 公表する場合の要件

いじめの被害を受けた児童等及びその保護者が、市ホームページでの公表に同意されていること。

→ 同意が得られない場合は、重大事態の種別及び件数のみを公表するにとどめます。

7 公表する資料

重大事態について行った調査の結果報告書※4

調査結果報告書の作成主体である大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会は、個人名や学校名等を置き換えるほか、関係当事者のプライバシーの保護を図るとともに、公表の意義・目的と公表による関係当事者への影響を比較衡量の上、当該委員会の判断において表現上の配慮を施すものとします。

教育委員会は、そうした配慮の下で作成された調査結果報告書を公表します。

また、評価や検証が内容に含まれることから、調査結果をとりまとめるには多くの時間を要します。法28条2項（事実関係等その他必要な情報を被害者側に適切に提供）の規定に基づき、事実関係に係る詳細の情報にあっては、大津市立小中学校いじめ等事案

対策検討委員会が事実関係を明らかにするに至った段階で、いじめの被害を受けた児童等及びその保護者に対して提供することとします。

※4 報告書は、教育委員会の附属機関である大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会（第三者調査委員会）が調査を担当し、その結果を大津市教育委員会に答申したものです。（文責は、附属機関が担います。）

8 公表する時期・期間

大津市教育委員会が、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会から調査結果報告書の答申を受け、当該報告書をいじめの被害を受けた児童等及びその保護者に提供・報告し、市ホームページにおける公表について同意を得た場合には、速やかに公表いたします。その期間は、6 か月を基本とします。

9 公表するための制度上の措置

公表する仕組みとするには、次に掲げる制度上の措置が必要となります。よって、今後新たに調査を行う重大事態の案件については、これらの措置を施した上で公表することとします。

（１）公表、プライバシー保護等について規則等で定め、その根拠とする。

次に掲げる事項を規則等に定めます。

- ① 教育委員会は、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会から答申された調査結果報告書の内容を速やかに公表する。ただし、いじめ等事案の被害者の同意が得られない場合については、この限りでない。
- ② 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会は、調査によって明らかになっていく事実のみ誠実に向き合うものとし、中立かつ公正に調査を行う。
- ③ 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会は、調査結果報告書を作成するに当たっては、プライバシー保護のため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をしなければ

ればならない。

- ④ ①に定めるもののほか、公表に関し必要な事項（公表の考え方・手続等）は、教育委員会が別に定める。

このように、例規上の根拠を持たせることで、学校が行う調査の初期段階（重大事態の判定前）から、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会が関与した場合における公表の考え方をお知らせすることができます。重大事態となった場合には公表されること、また、そのことが調査の目的に含まれることをあらかじめ知らせるものです。

また、調査の中立性・公正性についての規定を置くことで、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会にそれを義務付けていることを明確にします。

さらに、教育委員会・学校は、法に定める重大事態の調査主体です。「重大事態の対処・再発防止に資する」ことを目的として、「事実関係を明確にするための調査」を行う義務があります。事実関係を明確にするには、被害・加害を含む関係者の調査協力が必須となりますが、プライバシー保護への配慮が担保されずに調査結果報告書が公表されるようでは、調査に協力されない方が出てくる可能性があり、真実の解明が困難となるおそれがあります。よって、調査への協力を義務付けられないとしても、可能な限り拒まれることのないよう、プライバシー保護等の配慮を徹底する必要があります。

（２）重大事態の調査を専門性のある調査員が担当する。

弁護士等を調査員として調査に当たらせることで、事実関係を確実に明らかにします。

法 28 条 1 項において教育委員会・学校が義務付けられている「事実関係を明確にするための調査」を一層確かなものとし、調査の公正性・客観性を高めるために、重大事態の調査にあっては調査員（弁護士・臨床心理士等）が調査する仕組みとします。一方、大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会の各委員は、委員会の会議で必要な審議等を行うとともに、報告書の文責を担当することとします。

10 おわりに

大津市教育委員会では、1人ひとりの子どもを徹底的に守る姿勢で日々取り組んでいます。公表することによって、不利益が大津の子どもに及ぶようなことは断じて許されません。そのことを肝に銘じた上で、運用のあり方について、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えています。

以 上